第3 「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」通達関係

平成元年3月1日付直法2-1「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものを それぞれ「改正後」欄のように改める。

改	正	後	改正前
(資産の評価損益等に係る時価)			(資産の評価損益等に係る時価)
10			10
(1)			(1)
(2)			(2)
(3) 法第33条第4項			(3) <u>法第 33 条第 3 項</u>
(4)			(4)
(5)			(5)
	第 5 号		(油) <u> </u>